

公立大学法人滋賀県立大学研究費の管理・監査体制

平成 21 年 1 月 7 日 理事長決定

公立大学法人滋賀県立大学における公的研究費の管理・監査の体制を以下のとおり定める。

(最高管理責任者)

1. 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について、すべての責任を負うものとし、理事長の職をもって充てる。

(統括管理責任者)

2. 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営が適正に行われるよう、学内を統括するものとし、副理事長および研究・評価担当理事の職をもって充てる。

(事務局における事務分掌)

3. 次の表の左欄に掲げる組織が、同表の右欄に掲げる職務を行うものとする。

組 織	職 務 の 内 容
財務グループ	(1)公的研究費執行に関するマニュアルの制定、見直し、周知および遵守指導に関すること (2)不正な取引に関与した業者への処分に関すること
地域貢献研究推進グループ	(1) 不正行為防止計画の策定および実施に関すること (2) 学外の機関等との連絡調整に関すること (3) 不正行為防止に関するモニタリング
監査室	(1) 内部監査に関すること (2) 不正行為に関する申立の受付に関すること